

議案第 21 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 29 年 2 月 20 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市事業評価審議委員会の項の次に次のように加える。

三田市まちづくり基本条例検証委員会	三田市まちづくり基本条例の施行状況について意見を述べること。	8人以内	諮問に係る審議が終了するまで
-------------------	--------------------------------	------	----------------

第2条の表市長の部三田市行政評価委員会の項中「6人以内」を「10人以内」に改め、同部三田市心身障害児保育指導委員会の項中「心身障害児」を「心身障害児等」に改める。

第2条の表教育委員会の部三田市教育振興基本計画検討委員会の項の次に次のように加える。

三田市立学校園のあり方審議会	(1) 市が設置する小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校園」という。）の適正規模・適正配置に関する事項についての調査審議 (2) その他学校園のあり方に関する事項についての調査審議	13人以内	諮問に係る審議が終了するまで
----------------	---	-------	----------------

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。